

院内がん登録について

院内がん登録とは、国が定める「がん対策基本法」に基づき行われている事業です。

当院でがんの診断や治療を受けられた外来・入院患者さんを問わず、全患者さんの腫瘍を対象に、がんの診断、治療、予防に関する情報を集約し、整理・保管、集計・分析、報告・公表する仕組みのことをいいます。院内がん登録の登録対象単位は、患者さんや入院毎ではなく、腫瘍ごとの登録となります。つまり「1腫瘍1登録」です。病名は国際疾病分類で定められたルールに基づいてコード化する必要があるため、カルテ情報と照らし合わせながら1件ずつ正確に入力する必要があります。

当院では2007年から「院内がん登録標準登録様式」の標準項目に沿い、国立がんセンターがん対策情報センターによる研修（中級課程・初級課程）を修了した診療情報管理士が、情報の登録をおこなっています。

収集されたデータは部外者の立ち入りが禁止された一室内で施錠管理された形で保管されており、データが入力されたコンピューターは外部と遮断されています。個人が特定される形で集計結果が公表されたり、がん登録を利用した研究結果が発表されたりすることはありません。

院内がん登録で収集された情報は、各診療科への提供、国立がん研究センターでの全国集計、福島県悪性新生物（がん）登録事業（地域がん登録）などへ提供することで、当院や福島県・国でのがん診療の実態の把握・がん診療の質の向上、がん患者さんへの支援などに役立てることができます。

また、登録された情報をもとに予後調査（生存確認調査）を実施し生存率の把握をすることもできます。そのため、院内において予後情報が把握できなかった場合は、国が定める機関または当院にて住民票照会による生存確認調査を実施しております。

登録データに関わる個人情報の取扱いについては、国で定められた「個人情報保護法」及び当法人の「個人情報の保護に関する規程」を遵守し、情報漏洩のないよう細心の注意を払っております。

この事業での個人情報利用について、患者さんからの撤回・変更等の申し出がない限り、同意をいただかず取り扱わせていただきますのでご了承ください。